



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の指定（福祉・援護課）…………… 1
- 民有保安林の指定（森林緑地課）…………… 1
- 民有保安林の指定の解除（森林緑地課）…………… 2
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課）…………… 2
- 漁業災害補償法に基づく単位漁場区域の設定（水産課）…………… 2
- 漁業災害補償法に基づく特定養殖業の区域の設定（水産課）…………… 4
- 道路の区域の変更（道路管理課）…………… 7
- 公共測量の実施の通知（道路管理課）…………… 7
- 二級河川指定の変更（河川課）…………… 7

公 告

- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 8
- 開発行為に関する工事の完了・7件（中部土木事務所）…………… 8
- 教育委員会事項
- 県立学校処務規程の一部を改正する訓令…………… 10
- 公安委員会事項
- 検定合格者審査の実施…………… 10

告 示

沖縄県告示第554号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成25年10月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

| 指定施術機関の名称（施術者の氏名） | 指定施術機関の所在地 | 指定年月日 |
|-------------------|---------------|------------|
| 琉球治療院（木船翼） | 沖縄市字古謝197番地3F | 平成25年10月1日 |

沖縄県告示第555号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林を指定する。

平成25年10月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 保安林の所在場所 石垣市字崎枝大称原106番36、106番118
- 2 指定の目的 潮害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採方法
 - ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。)

沖縄県告示第556号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。
平成25年10月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 解除に係る保安林の所在場所 豊見城市字翁長浜原838番28、字翁長浜崎原848番22
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

沖縄県告示第557号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成25年10月25日から同年11月8日まで石川漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成25年10月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 発起人の住所及び氏名 うるま市石川赤崎一丁目10番9号シーサイドヒルズ3-A号 伊波英明、うるま市石川一丁目48番57号 伊波亮司
- 2 加入区 石川加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 石川漁業協同組合

沖縄県告示第558号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第3項の規定に基づく単位漁場区域を次のように定める。

平成20年沖縄県告示第528号及び平成22年沖縄県告示第142号（漁業災害補償法に基づく単位漁場区域の設定）は廃止する。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が平成25年9月1日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が平成25年9月1日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成25年10月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 小割り式1年魚たい養殖業、小割り式2年魚たい養殖業、小割り式3年魚たい養殖業、小割り式1年魚かんぱち養殖業、小割り式2年魚かんぱち養殖業、小割り式3年魚かんぱち養殖業、小割り式2年魚まはた養殖業、小割り式3年魚まはた養殖業、小割り式4年魚まはた養殖業、小割り式すぎ養殖業、小割り式2年魚くろまぐろ養殖業、小割り式3年魚くろまぐろ養殖業及び小割り式4年魚くろまぐろ養殖業

| 加入区の名称 | 変更前の単位漁場区域 | 変更後の単位漁場区域 |
|----------|---------------------|---------------------|
| 伊平屋第1加入区 | 特定区画漁業権特区第10号の漁場の区域 | 特定区画漁業権特区第10号の漁場の区域 |
| 伊平屋第2加入区 | 特定区画漁業権特区第7号の漁場の区域 | |
| 羽地第1加入区 | 特定区画漁業権特区第44号の漁場の区域 | 特定区画漁業権特区第43号の漁場の区域 |

| | 区域 | 区域 |
|------------|----------------------|----------------------|
| 羽地第2加入区 | 特定区画漁業権特区第52号の漁場の区域 | 特定区画漁業権特区第44号の漁場の区域 |
| 羽地第3加入区 | 特定区画漁業権特区第53号の漁場の区域 | 特定区画漁業権特区第45号の漁場の区域 |
| 羽地第4加入区 | 特定区画漁業権特区第54号の漁場の区域 | 特定区画漁業権特区第46号の漁場の区域 |
| 今帰仁加入区 | 特定区画漁業権特区第60号の漁場の区域 | 特定区画漁業権特区第49号の漁場の区域 |
| 本部第1加入区 | 特定区画漁業権特区第74号の漁場の区域 | 特定区画漁業権特区第63号の漁場の区域 |
| 本部第2加入区 | | 特定区画漁業権特区第62号の漁場の区域 |
| 伊江加入区 | 特定区画漁業権特区第89号の漁場の区域 | 特定区画漁業権特区第79号の漁場の区域 |
| 与那城第1加入区 | 特定区画漁業権特区第135号の漁場の区域 | 特定区画漁業権特区第116号の漁場の区域 |
| 与那城第2加入区 | 特定区画漁業権特区第145号の漁場の区域 | 特定区画漁業権特区第122号の漁場の区域 |
| 北谷第1加入区 | 特定区画漁業権特区第190号の漁場の区域 | 特定区画漁業権特区第169号の漁場の区域 |
| 北谷第2加入区 | 特定区画漁業権特区第196号の漁場の区域 | 特定区画漁業権特区第170号の漁場の区域 |
| 浦添宜野湾第1加入区 | 特定区画漁業権特区第199号の漁場の区域 | 特定区画漁業権特区第171号の漁場の区域 |
| 浦添宜野湾第2加入区 | 特定区画漁業権特区第200号の漁場の区域 | 特定区画漁業権特区第172号の漁場の区域 |
| 糸満加入区 | 特定区画漁業権特区第219号の漁場の区域 | 特定区画漁業権特区第186号の漁場の区域 |
| 渡嘉敷加入区 | 特定区画漁業権特区第232号の漁場の区域 | 特定区画漁業権特区第200号の漁場の区域 |
| 座間味第1加入区 | 特定区画漁業権特区第245号の漁場の区域 | 特定区画漁業権特区第215号の漁場の区域 |
| 座間味第2加入区 | 特定区画漁業権特区第249号の漁場の区域 | 特定区画漁業権特区第217号の漁場の区域 |
| 八重山加入区 | 特定区画漁業権特区第323号の漁場の区域 | 特定区画漁業権特区第275号の漁場の区域 |

2 かき養殖業

| 加入区の名称 | 単位漁場区域 |
|--------|---------------------|
| 羽地加入区 | 特定区画漁業権特区第39号の漁場の区域 |

3 1年貝真珠養殖業及び2年貝真珠養殖業

| 加入区の名称 | 変更前の単位漁場区域 | 変更後の単位漁場区域 |
|--------|------------|------------|
|--------|------------|------------|

| | | |
|----------|-------------------|-------------------|
| 座間味加入区 | 区画漁業権特区第10号の漁場の区域 | 区画漁業権特区第5号の漁場の区域 |
| 八重山第1加入区 | 区画漁業権特区第18号の漁場の区域 | 区画漁業権特区第12号の漁場の区域 |
| 八重山第2加入区 | 区画漁業権特区第21号の漁場の区域 | 区画漁業権特区第13号の漁場の区域 |
| 八重山第3加入区 | 区画漁業権特区第22号の漁場の区域 | 区画漁業権特区第14号の漁場の区域 |
| 八重山第4加入区 | 区画漁業権特区第23号の漁場の区域 | 区画漁業権特区第15号の漁場の区域 |

沖縄県告示第559号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の3第1項第2号の規定により、特定養殖業の種類に応じ定める一定の区域を次のように定める。

平成22年沖縄県告示第421号（漁業災害補償法に基づく特定養殖業の区域の設定）は、廃止する。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日がこの告示の日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日がこの告示の日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成25年10月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 真珠母貝養殖業

| 加入区の名称 | 区域 |
|--------|---------------|
| 八重山加入区 | 八重山漁業協同組合の地区 |
| 座間味加入区 | 座間味村漁業協同組合の地区 |

2 のり等養殖業（のり養殖業）

| 加入区の名称 | 区域 |
|---------|---------------|
| 伊平屋加入区 | 伊平屋村漁業協同組合の地区 |
| 伊是名加入区 | 伊是名漁業協同組合の地区 |
| 伊江加入区 | 伊江漁業協同組合の地区 |
| 本部加入区 | 本部漁業協同組合の地区 |
| 今帰仁加入区 | 今帰仁漁業協同組合の地区 |
| 羽地加入区 | 羽地漁業協同組合の地区 |
| 金武加入区 | 金武漁業協同組合の地区 |
| 恩納加入区 | 恩納村漁業協同組合の地区 |
| 読谷加入区 | 読谷村漁業協同組合の地区 |
| 佐敷中城加入区 | 佐敷中城漁業協同組合の地区 |
| 知念加入区 | 知念漁業協同組合の地区 |
| 那覇地区加入区 | 那覇地区漁業協同組合の地区 |
| 渡名喜加入区 | 渡名喜村漁業協同組合の地区 |
| 渡嘉敷加入区 | 渡嘉敷漁業協同組合の地区 |
| 宮古島加入区 | 宮古島漁業協同組合の地区 |

| | |
|--------|---------------|
| 八重山加入区 | 八重山漁業協同組合の地区 |
| 与那国加入区 | 与那国町漁業協同組合の地区 |
| 沖縄加入区 | 沖縄市漁業協同組合の地区 |
| 勝連加入区 | 勝連漁業協同組合の地区 |
| 座間味加入区 | 座間味村漁業協同組合の地区 |
| 久米島加入区 | 久米島漁業協同組合の地区 |

3 のり等養殖業（もずく養殖業）

| 加入区の名称 | 区域 |
|----------|--|
| 伊平屋第1加入区 | 伊平屋村漁業協同組合の地区のうち伊平屋村字田名地区 |
| 伊平屋第2加入区 | 伊平屋村漁業協同組合の地区のうち伊平屋村字前泊地区 |
| 伊平屋第3加入区 | 伊平屋村漁業協同組合の地区のうち伊平屋村字我喜屋地区 |
| 伊平屋第4加入区 | 伊平屋村漁業協同組合の地区のうち伊平屋第1加入区から伊平屋第3加入区までに係る地区を除く地区 |
| 伊是名第1加入区 | 伊是名漁業協同組合の地区のうち伊是名村字伊是名地区 |
| 伊是名第2加入区 | 伊是名漁業協同組合の地区のうち伊是名村字内花地区 |
| 伊是名第3加入区 | 伊是名漁業協同組合の地区のうち伊是名村字勢理客地区 |
| 伊是名第4加入区 | 伊是名漁業協同組合の地区のうち伊是名第1加入区から伊是名第3加入区までに係る地区を除く地区 |
| 国頭加入区 | 国頭漁業協同組合の地区 |
| 羽地加入区 | 羽地漁業協同組合の地区 |
| 伊江加入区 | 伊江漁業協同組合の地区 |
| 本部加入区 | 本部漁業協同組合の地区 |
| 今帰仁加入区 | 今帰仁漁業協同組合の地区 |
| 名護加入区 | 名護漁業協同組合の地区 |
| 金武加入区 | 金武漁業協同組合の地区 |
| 石川第1加入区 | 石川漁業協同組合の地区のうちうるま市石川地区 |
| 石川第2加入区 | 石川漁業協同組合の地区のうちうるま市旧具志川地区 |
| 恩納第1加入区 | 恩納村漁業協同組合の地区のうち恩納村字瀬良垣地区 |
| 恩納第2加入区 | 恩納村漁業協同組合の地区のうち恩納村字恩納及び谷茶地区 |
| 恩納第3加入区 | 恩納村漁業協同組合の地区のうち恩納村字富着及び前兼久地区 |
| 恩納第4加入区 | 恩納村漁業協同組合の地区のうち恩納村字仲泊及び山田地区 |
| 恩納第5加入区 | 恩納村漁業協同組合の地区のうち恩納村字真栄田地区 |
| 恩納第6加入区 | 恩納村漁業協同組合の地区のうち恩納第1加入区から恩納第5加入区までに係る地区を除く地区 |

| | |
|----------|--|
| 与那城第1加入区 | 与那城町漁業協同組合の地区のうち伊計支部の地区 |
| 与那城第2加入区 | 与那城町漁業協同組合の地区のうち池味支部の地区 |
| 与那城第3加入区 | 与那城町漁業協同組合の地区のうち宮城支部の地区 |
| 与那城第4加入区 | 与那城町漁業協同組合の地区のうち上原支部の地区 |
| 与那城第5加入区 | 与那城町漁業協同組合の地区のうち桃原支部の地区 |
| 与那城第6加入区 | 与那城町漁業協同組合の地区のうち平安座支部の地区 |
| 与那城第7加入区 | 与那城町漁業協同組合の地区のうち屋慶名支部の地区 |
| 勝連第1加入区 | 勝連漁業協同組合の地区のうちうるま市勝連津堅地区 |
| 勝連第2加入区 | 勝連漁業協同組合の地区のうちうるま市勝連浜及び比嘉地区 |
| 勝連第3加入区 | 勝連漁業協同組合の地区のうちうるま市勝連平敷屋地区 |
| 勝連第4加入区 | 勝連漁業協同組合の地区のうち勝連第1加入区から勝連第3加入区までに係る地区を除く地区 |
| 南原加入区 | 南原漁業協同組合の地区 |
| 沖縄加入区 | 沖縄市漁業協同組合の地区 |
| 読谷加入区 | 読谷村漁業協同組合の地区 |
| 佐敷中城加入区 | 佐敷中城漁業協同組合の地区 |
| 知念第1加入区 | 知念漁業協同組合の地区のうち南城市知念字志喜屋地区 |
| 知念第2加入区 | 知念漁業協同組合の地区のうち南城市知念字山里、具志堅、知念、吉富及び久手堅地区 |
| 知念第3加入区 | 知念漁業協同組合の地区のうち南城市知念字安座真、知名、海野及び久原の地区 |
| 知念第4加入区 | 知念漁業協同組合の地区のうち南城市知念字久高地区 |
| 知念第5加入区 | 知念漁業協同組合の地区のうち南城市玉城地区 |
| 知念第6加入区 | 知念漁業協同組合の地区のうち知念第1加入区から知念第5加入区までに係る地区を除く地区 |
| 糸満加入区 | 糸満漁業協同組合の地区 |
| 那覇地区加入区 | 那覇地区漁業協同組合の地区 |
| 那覇市沿岸加入区 | 那覇市沿岸漁業協同組合の地区 |
| 久米島加入区 | 久米島漁業協同組合の地区 |
| 座間味加入区 | 座間味村漁業協同組合の地区 |
| 渡嘉敷加入区 | 渡嘉敷漁業協同組合の地区 |
| 池間加入区 | 池間漁業協同組合の地区 |
| 宮古島第1加入区 | 宮古島漁業協同組合の地区のうち宮古島市平良字狩俣地区 |
| 宮古島第2加入区 | 宮古島漁業協同組合の地区のうち宮古島市平良字島尻地区 |
| 宮古島第3加入区 | 宮古島漁業協同組合の地区のうち宮古島市平良字西仲宗根及び西原地区 |

| | |
|----------|---|
| 宮古島第4加入区 | 宮古島漁業協同組合の地区のうち宮古島市平良字松原及び久貝地区 |
| 宮古島第5加入区 | 宮古島漁業協同組合の地区のうち宮古島第1加入区から宮古島第4加入区までに係る地区を除く地区 |
| 八重山第1加入区 | 八重山漁業協同組合の地区のうち石垣市地区 |
| 八重山第2加入区 | 八重山漁業協同組合の地区のうち竹富町小浜地区 |
| 八重山第3加入区 | 八重山漁業協同組合の地区のうち竹富町小浜地区を除く竹富町地区 |
| 宜野座第1加入区 | 宜野座村漁業協同組合の地区のうち宜野座村字宜野座地区 |
| 宜野座第2加入区 | 宜野座村漁業協同組合の地区のうち宜野座第1加入区に係る地区を除く地区 |

沖縄県告示第560号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、平成25年10月25日から同年11月7日まで一般の縦覧に供する。

平成25年10月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 久米島一周線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 旧新の別 | 区間 | 敷地の幅員 | 延長 |
|------|-----------------------------------|----------------|----------|
| 旧 | 久米島町字真謝2259番3から 久米島町字阿嘉293番1まで | 7.0m ~ 21.0m | 2,150.0m |
| | 久米島町字真謝2259番2から 久米島町字阿嘉293番1まで | 12.0m ~ 105.0m | 2,420.0m |
| 新 | 久米島町字真謝2259番3から 久米島町字阿嘉293番1まで | 7.0m ~ 20.0m | 2,150.0m |
| | 久米島町字真謝2259番3から 久米島町字阿嘉293番1まで | 10.5m ~ 114.5m | 2,424.5m |

沖縄県告示第561号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年10月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 公共測量を実施する地域 与那国町字与那国
- 2 公共測量を実施する期間 平成25年11月1日から平成26年3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量

沖縄県告示第562号

河川法（昭和39年法律第167号）第5条第1項の規定により、次のとおり二級河川の指定を変更する。

平成25年10月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

| 水系名 | 河川名 | 変更に係る指定区間 | | | |
|-----|-----|------------------------|----------|---------------------|----------|
| | | 変 更 前 | | 変 更 後 | |
| | | 起 点 | 終 点 | 起 点 | 終 点 |
| 報得川 | 報得川 | 左岸 東風平村字東風平東風平原265番地々先 | 左岸 海に至る。 | 左岸 八重瀬町字東風平東原1007番9 | 左岸 海に至る。 |
| | | 右岸 同村字東風平東原922番地々先 | 右岸 海に至る。 | 右岸 八重瀬町字東風平東原957番 | 右岸 海に至る。 |

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年10月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年6月13日 沖縄県指令土第635号、平成25年1月31日 沖縄県指令土第60号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 石垣市字宮良浜川原985番7ほか44筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 香川県高松市中新町12番地1 株式会社マルナカホールディングス 代表取締役 中山明憲
- 5 検査済証番号 平成25年10月16日 第4043号
- 6 工事完了年月日 平成25年9月27日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年10月25日

沖縄県中部土木事務所長 神 村 美 州

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年4月26日 沖縄県指令中土第1222号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宜野湾市字愛知163番25ほか14筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 道路
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字北浜325番地11 安里昌喜
- 5 検査済証番号 平成25年7月29日 C第132号
- 6 工事完了年月日 平成25年7月13日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年10月25日

沖縄県中部土木事務所長 神 村 美 州

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年12月4日 沖縄県指令中土第2426号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字奥間浜原854番2

- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市城間二丁目3番1号マンション波平401 久貝彦一郎
- 5 検査済証番号 平成25年8月1日 C第133号
- 6 工事完了年月日 平成25年7月18日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年10月25日

沖縄県中部土木事務所長 神 村 美 州

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年8月12日 沖縄県指令中土第2275号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字奥間桃原198番及び198番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市長田2丁目4番14号メゾン・ラ・スール203号 寄川一孝
- 5 検査済証番号 平成25年8月13日 C第134号
- 6 工事完了年月日 平成25年6月12日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年10月25日

沖縄県中部土木事務所長 神 村 美 州

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年2月27日 沖縄県指令中土第603号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宜野湾市上原一丁目22番ほか3筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市上原一丁目3番26号 平安常進
- 5 検査済証番号 平成25年8月26日 C第135号
- 6 工事完了年月日 平成25年8月2日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年10月25日

沖縄県中部土木事務所長 神 村 美 州

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年9月12日 沖縄県指令中土第1710号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字安室安室原114番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市字上間300番地1上間第二市街地住宅514 與那嶺学
- 5 検査済証番号 平成25年8月28日 C第136号
- 6 工事完了年月日 平成25年8月12日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年10月25日

沖縄県中部土木事務所長 神 村 美 州

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年6月6日 沖縄県指令中土第1603号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字小那覇275番1ほか5筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 道路
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。)

- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市首里汀良町3丁目60番地2 有限会社日翔住建 代表取締役 玉那覇博
- 5 検査済証番号 平成25年8月29日 C第137号
- 6 工事完了年月日 平成25年7月22日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年10月25日

沖縄県中部土木事務所長 神 村 美 州

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年6月5日 沖縄県指令中土第1586号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字幸地742番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字幸地981番地幸地高層住宅2-401 仲村渠元
- 5 検査済証番号 平成25年9月4日 C第138号
- 6 工事完了年月日 平成25年8月19日

教育委員会事項

沖縄県教育委員会訓令第8号

県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年10月25日

沖縄県教育委員会
委員長 新 垣 和 歌 子

県立学校処務規程の一部を改正する訓令

県立学校処務規程（昭和54年沖縄県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

| | | |
|----------------|-------|---|
| 美咲特別支援学校 | 美特 | を |
| 美咲特別支援学校 | 美特 | に |
| 美咲特別支援学校はなさき分校 | 美特はな分 | |

改める。

附 則

この訓令は、平成25年11月1日から施行する。

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第125号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定に基づき、検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成25年10月25日

沖縄県公安委員会

- 1 審査種別、日時等

| 審査種別 | | 定員 | 審査日時及び場所 |
|-----------|----|-----|--|
| 空港保安警備業務 | 1級 | 10人 | (1) 審査日時 平成25年12月19日（木曜日）午前10時から午後6時までの間 (2) 審査場所 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部8階 |
| | 2級 | 10人 | |
| 施設警備業務 | 1級 | 10人 | |
| | 2級 | 10人 | |
| 交通誘導警備業務 | 1級 | 10人 | |
| | 2級 | 10人 | |
| 貴重品運搬警備業務 | 1級 | 10人 | |
| | 2級 | 10人 | |

2 審査対象者 審査は、次の表の左欄に掲げる警備業務及び同表の中欄に掲げる級の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して行う。ただし、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）附則第7条第2項各号に掲げる者を除く。

| | | |
|-----------|----|------------------------------------|
| 空港保安警備業務 | 1級 | 規則附則第6条第1号に規定する旧1級検定に合格した者 |
| | 2級 | 規則附則第6条第2号に規定する旧1級検定又は旧2級検定に合格した者 |
| 施設警備業務 | 1級 | 規則附則第6条第3号に規定する旧1級検定に合格した者 |
| | 2級 | 規則附則第6条第4号に規定する旧1級検定又は旧2級検定に合格した者 |
| 交通誘導警備業務 | 1級 | 規則附則第6条第5号に規定する旧1級検定に合格した者 |
| | 2級 | 規則附則第6条第6号に規定する旧1級検定又は旧2級検定に合格した者 |
| 貴重品運搬警備業務 | 1級 | 規則附則第6条第9号に規定する旧1級検定に合格した者 |
| | 2級 | 規則附則第6条第10号に規定する旧1級検定又は旧2級検定に合格した者 |

3 審査内容 審査は、次の表に掲げる学科試験及び実技試験により判定する。

| 学科試験 | | 実技試験 | |
|------|---|------|----------------------------------|
| 科目 | (1) 警備業務に関する基本的な事項 (2) 法令に関すること。 (3) 警備業務の実施に関すること。 (4) 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。 | 科目 | 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。 |
| 問題数 | 10問 | | |

4 審査申請手続

(1) 受付期間 審査の受付期間及び受付時間は、平成25年11月20日（水曜日）から同月26日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、定員に達した場合は、申請の受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 申請に必要な書類

ア 審査申請書 1通

イ 添付書類

(7) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものに限る。） 1葉

(4) 旧検定（規則附則第6条各号に規定する検定をいう。）に係る合格証（以下「旧検定合格証」と

いう。)の写し

(ウ) (イ)の場合において、申請者が沖縄県公安委員会以外の公安委員会から旧検定合格証の交付を受け、沖縄県内に居住しているときは、住所地を疎明する書面又は警備員として県内の営業所に属することを疎明する書面

(3) 提出先 申請者の住所地又は申請者が警備員として属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課(係)

(4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は受け付けない。

(5) 審査手数料 手数料4,700円は、沖縄県証紙により、審査申請書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

5 合格者の発表及び成績証明書の交付 合格者の発表は、審査当日、審査場所において行い、同所において、合格者に対する成績証明書(規則第11条に規定するものをいう。)を交付する。

6 その他

(1) 審査当日は、午前9時30分から午前9時50分までに、沖縄県警察本部8階の受付において、審査手続を終えること。

(2) 審査当日は、筆記用具及び旧検定合格証を持参すること。審査の当日に旧検定合格証を持参していない者は、審査を受けられないことがある。

(3) 審査当日は、沖縄県警察本部への自家用車の乗入れを禁止する。

7 問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号(098)862-0110(内線3054、3055)又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課(係)

| | |
|---|---|
| 発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074 | 印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号 |
|---|---|